

小型空調契約選択約款

令和5年4月1日実施

秋田県由利本荘市

目 次

1 . 目的	1
2 . 選択約款の変更	1
3 . 用語の定義	1
4 . 適用条件	1
5 . 契約の締結	1
6 . 使用量の算定	2
7 . 料金	2
8 . その他	2
付則	2
(別表)	3

小型空調契約選択約款

1. 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ本市の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

本市は、この選択約款を変更することがあります。この場合、使用者との需給契約の内容は、変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

- (1)「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力105.5kW（30US. RT）以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (2)「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (3)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントとします。

4. 適用条件

使用者が、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーター（以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置する場合には、本市に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1)使用者は、適用する料金その他の供給条件を定めた小型空調契約1種、小型空調契約2種または小型空調契約3種のいずれかを契約していただきます。
- (2)契約期間は次のとおりといたします。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ②契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

ただし、契約期間満了時において本市とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3)本市は、本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）に定める料金への変更をした使用者が、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。
- (4)本市は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別または他の選択約款（小売約款に定

める料金を除きます。)への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

(1)本市は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含んだものをいいます。以下同じ。)を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含んだものをいいます。)を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2)本市は、小型空調契約1種には別表の料金表1を、小型空調契約2種には別表の料金表2を、小型空調契約3種には別表の料金表3を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

8. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

実施の期日：令和元年10月1日からいたします。

付 則

実施の期日：令和5年4月1日からいたします。

(別 表)

1. 早取料金の算定方法

- (1) 早取料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、従量料金単価に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 冬季従量料金単価は、料金算定期間の末日が冬期に属する料金に適用し、その他期従量料金単価は、料金算定期間の末日がその他期に属する料金に適用いたします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率}) \text{ (1円未満の端数切り捨て)}$$

2. 料金表1 (小型空調契約1種) (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月につき 6,600.00円

(2) 従量料金単価

区 分	1立方メートルにつき
その他期	141.414円
冬期	184.512円

3. 料金表2 (小型空調契約2種) (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月につき 2,750.00円

(2) 従量料金単価

区 分	1立方メートルにつき
その他期	143.262円
冬期	186.360円

4. 料金表3 (小型空調契約3種) (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月につき 1,760.00円

(2) 従量料金単価

区 分	1立方メートルにつき
その他期	145.638円
冬期	188.670円